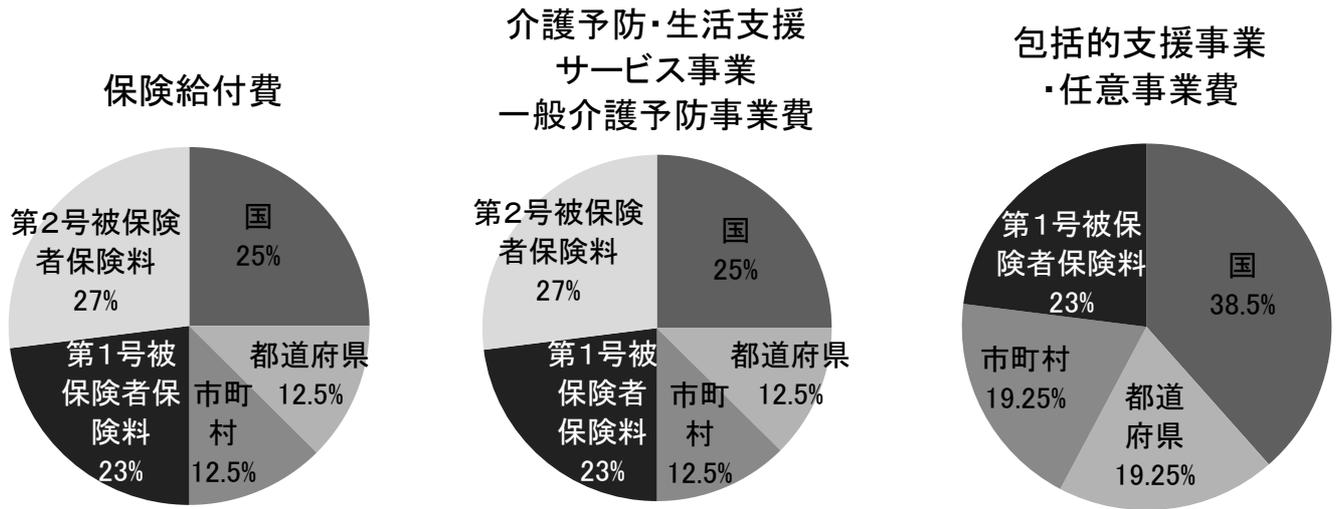


(1) 介護保険の財源割合



(2) 歳入

単位:円

区分	令和4年度 決算額(A)	令和5年度 当初予算額(B)	令和6年度 当初予算額(C)	R5・R6当初 予算の比較 (C/B)
1 保険料	2,722,372,845	2,728,001,000	2,680,001,000	98.2%
2 手数料	299,270	51,000	50,000	98.0%
3 国庫支出金				
①介護給付費負担金	1,818,535,829	1,921,650,000	1,989,660,000	103.5%
②調整交付金	62,140,000	101,542,000	30,149,000	29.7%
③地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	63,004,291	60,685,000	65,392,000	107.8%
④地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	133,146,475	130,105,000	133,319,000	102.5%
⑤保険者機能強化推進交付金	17,417,000	17,000,000	15,000,000	88.2%
⑥介護保険保険者努力支援交付金	13,734,000	13,000,000	22,000,000	169.2%
⑦災害時臨時特例補助金	0	0	1,000	-
⑧介護保険事業費補助金	3,289,000	0	0	-
計	2,111,266,595	2,243,982,000	2,255,521,000	100.5%
4 支基金交付金				
①介護給付費交付金	2,519,414,943	2,797,605,000	2,907,171,000	103.9%
②地域支援事業交付金	72,268,888	80,574,000	86,929,000	107.9%
計	2,591,683,831	2,878,179,000	2,994,100,000	104.0%
5 県支出金				
①介護給付費負担金	1,299,274,000	1,445,837,000	1,509,712,000	104.4%
②地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	38,018,307	37,303,000	40,245,000	107.9%
③地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	66,573,237	65,052,000	66,659,000	102.5%
計	1,403,865,544	1,548,192,000	1,616,616,000	104.4%
6 財産収入	2,179,000	342,000	109,000	31.9%
7 繰入金				
①介護給付費繰入金	1,153,730,471	1,295,188,000	1,345,913,000	103.9%
②地域支援事業繰入金 (介護予防事業・日常生活支援総合事業)	38,154,817	37,304,000	40,246,000	107.9%
③地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	55,302,197	65,053,000	66,660,000	102.5%
④低所得者保険料軽減繰入金	95,251,740	98,000,000	101,000,000	103.1%
⑤その他一般会計繰入金	371,041,586	537,313,000	534,469,000	99.5%
⑥介護給付費準備基金繰入金	0	109,391,000	341,311,000	312.0%
計	1,713,480,811	2,142,249,000	2,429,599,000	113.4%
8 繰越金	571,326,346	1,000	1,000	100.0%
9 諸収入	26,676,943	3,000	3,000	100.0%
合計	11,143,151,185	11,541,000,000	11,976,000,000	103.8%

(3)歳 出

単位:円

区 分	令和4年度 決算額(A)	令和5年度 当初予算額(B)	令和6年度 当初予算額(C)	R5・R6当初 予算の比較 (C/B)
1 総務費	257,074,891	295,638,000	318,281,000	107.7%
2 保険給 付費				
①介護サービス等諸費	8,547,437,638	9,445,000,000	9,816,000,000	103.9%
②居宅介護サービス給付費	3,948,284,979	4,319,000,000	4,320,000,000	100.0%
③地域密着型介護サービス給付費	1,643,132,693	1,885,000,000	1,986,000,000	105.4%
④施設サービス給付費	2,486,692,456	2,749,000,000	3,012,000,000	109.6%
⑤居宅介護サービス計画費	469,327,510	492,000,000	498,000,000	101.2%
⑥介護予防サービス等諸費	365,652,512	464,000,000	464,000,000	100.0%
⑦介護予防サービス給付費	281,641,479	357,000,000	357,000,000	100.0%
⑧地域密着型介護予防サービス給付費	18,103,116	25,000,000	25,000,000	100.0%
⑨介護予防サービス計画給付費	65,907,917	82,000,000	82,000,000	100.0%
⑩審査支払手数料等	5,721,431	7,000,000	7,000,000	100.0%
⑪高額介護サービス費	184,892,014	239,600,000	271,800,000	113.4%
⑫高額医療合算介護サービス費	30,401,914	37,300,000	39,400,000	105.6%
⑬特定入所者介護サービス費	122,049,086	168,600,000	169,100,000	100.3%
計	9,256,154,595	10,361,500,000	10,767,300,000	103.9%
3 地域支 援事業費				
①介護予防・生活支援サービス事業費	300,600,397	400,174,000	400,174,000	100.0%
②介護予防・生活支援サービス事業費	275,404,977	369,136,000	369,136,000	100.0%
③介護予防ケアマネジメント費	25,195,420	31,038,000	31,038,000	100.0%
④一般介護予防事業費	49,264,172	63,167,000	59,403,000	94.0%
⑤包括的支援事業費・任意事業費	358,898,458	413,947,000	424,108,000	102.5%
⑥審査支払手数料等	598,707	800,000	800,000	100.0%
計	709,361,734	878,088,000	884,485,000	100.7%
4 介護給付費準備基金積立金	202,179,000	342,000	109,000	31.9%
5 諸支出金	122,824,765	5,432,000	5,825,000	107.2%
合 計	10,547,594,985	11,541,000,000	11,976,000,000	103.8%

基金保有額	令和4年度末	947,466,000
-------	--------	-------------

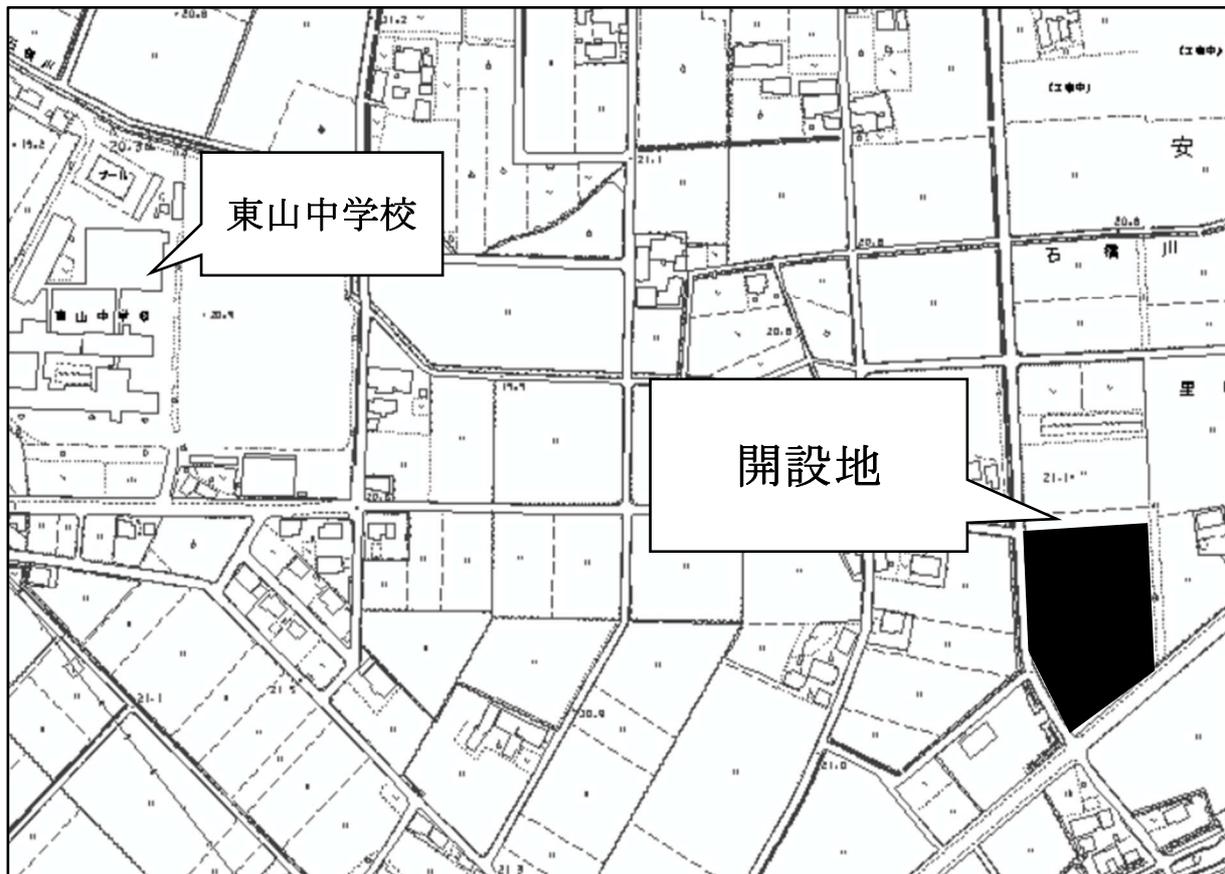
2 あんジョイプラン9 施設整備計画について

(1) あんジョイプラン9 (令和3年度～令和5年度) における施設整備計画

サービス種類	計画施設数	計画床数
① 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1	120
② 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	1	18
③ 看護小規模多機能型居宅介護	整備に 努める	—
計	2	138

(2) 施設概要

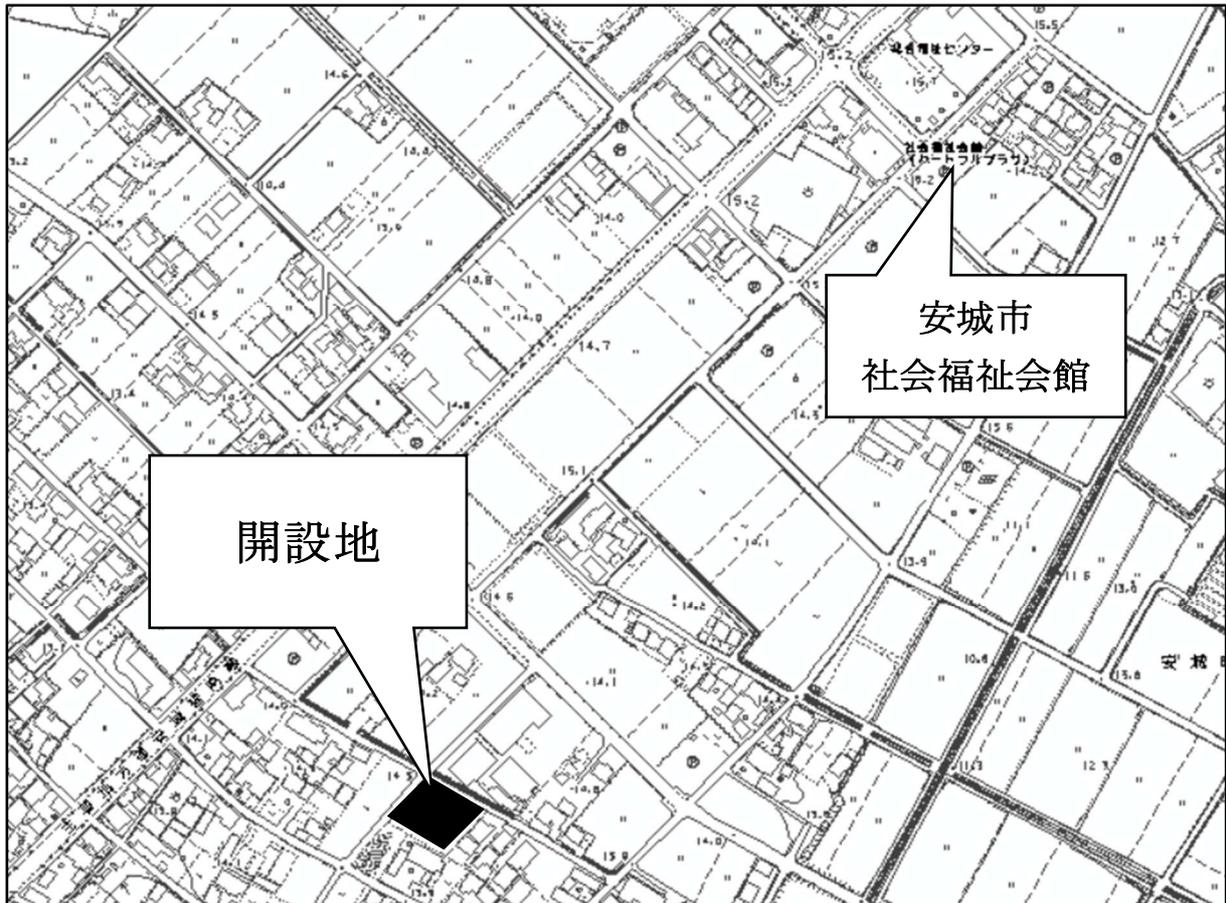
サービス種類	施設名	サービス提供 開始時期	床数	町
①介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	特別養護老人ホーム かまくらかいどうひがしやま 鎌倉街道東山	令和6年 4月	120	里町



写真を添付

【資料 2】

サービス種類	施設名	サービス提供 開始時期	床数	町
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	グループホーム ももあんじょう 百々安城	令和6年 4月	18	赤松町



写真を添付

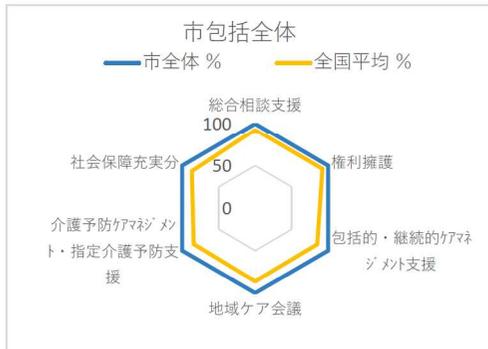
【資料 2】

サービス種類	施設名	サービス提供 開始時期	床数	町
看護小規模多機能型 居宅介護	看護小規模 多機能型居宅介護 あんほりうち 安あん堀内	令和6年 4月	登録定員 29	堀内町

※公募ではなくヒアリングのみ



写真を添付



評価結果

【権利擁護】

- ・市町村申立てシートを作成した。市長申立ては本人の権利を養護するために必要な支援だが、本人の権利を必要以上に制限することのないように、ケース会議等を通じて申立てが必要とされるに至った経緯や本人の状況をシートで明確にし、作成に携わった関係者と共有しながら慎重に手続きを進めている。
- ・商工課及び消費生活相談センターと定期的な話し合いの機会を設けている。(保健福祉部会の中で年2回) また、その際に消費生活被害に関する具体的な相談内容も共有した。
- ・消費者センターのチラシを啓発活動に活用している。
- ・高齢者虐待に対する研修は包括社会福祉士会を中心に取り組んでいる。包括社会福祉士会の中でも虐待勉強会を実施し、対応方法や困りごとを共有している。
- ・消費者被害・特殊詐欺に対する情報を利用者から聞いた場合には他の包括や市の関係部署とも情報共有した。

【包括的・継続的ケアマネジメント】

- ・困難ケースは必要に応じて個別会議を活用している。顔の見える関係が進み、困難ケースであっても日頃のやりとりの中でも連携している。
- ・居宅介護支援事業所からの相談は多く、その都度対応している。

今後の対応

【権利擁護】

- ・消費者被害に関する情報を民生委員や町内会の会合等で周知する仕組みを作り、広く注意喚起を行っていく。
- ・包括社会福祉士会にて身寄りのない方の支援方法について、各包括の経験から対応できたこと、課題となったことを共有した。様々な制度や関係機関との連携が重要となってくる。

【包括的・継続的ケアマネジメント】

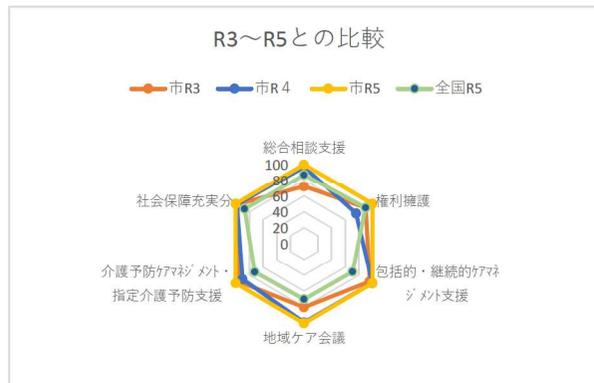
- ・包括主任ケアマネの会でICFなどの研修を今後も継続していく。
- ・家族全体で支援が必要なケースも多いため、問題が長期化するが引き続きの支援を依頼していく。
- ・重層的支援体制整備事業に向けた取り組みへの協力を依頼していく。

【介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援】

- ・介護支援専門員を対象とした研修会や勉強会等で周知を行う。
- ・予防の方のケアプラン作成時の基本方針を地域包括支援センター及び介護支援事業所へ周知しながら、包括の業務負担軽減の観点から居宅介護支援事業所へ依頼を続けていく。
- ・生活支援コーディネーター等と連携し、インフォーマルサービス資源の共有・活用に対して周知していく。
- ・介護予防支援の指定対象の拡大に向けた検討(市内居宅との協議)を行っていく。

【地域ケア会議】

- ・困難ケースだけでなく、介護予防のための個別会議も継続して行っていく。また、地域活動の中でも高齢者が住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していけるように取り組んでいく。



	市R3	市R4	市R5	全国R5
総合相談支援	72	97	100	87
権利擁護	90	76	100	90
包括的・継続的ケアマネジメント支援	96	100	100	71
地域ケア会議	80	99	100	70
介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援	96	90	100	72
社会保障充実分	98	98	100	87

(%)

【前年度からの改善事項(抜粋)】

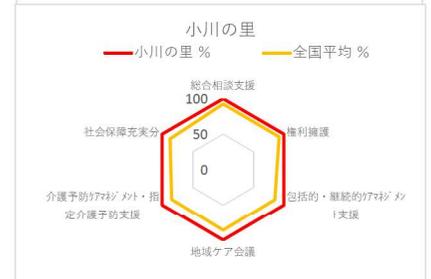
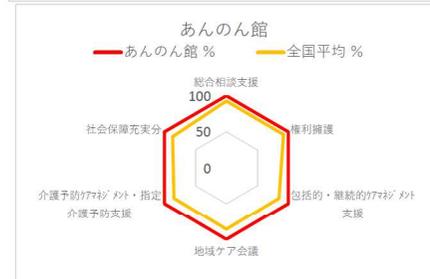
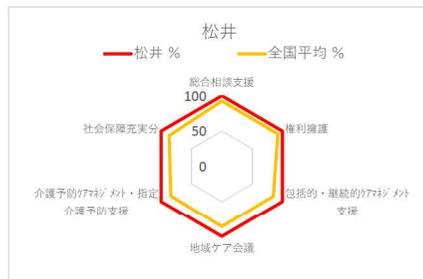
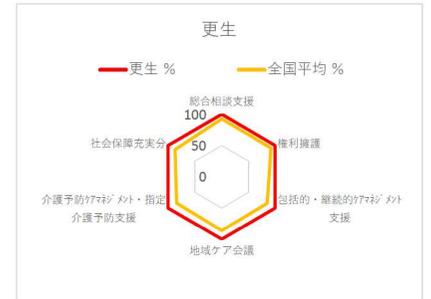
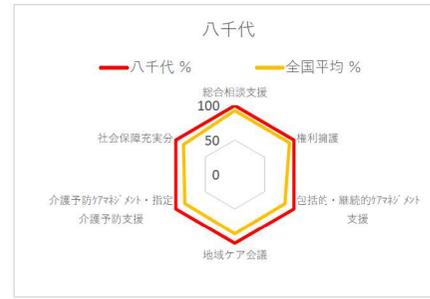
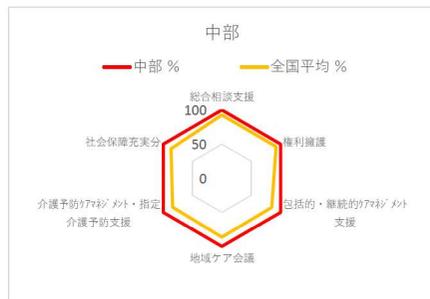
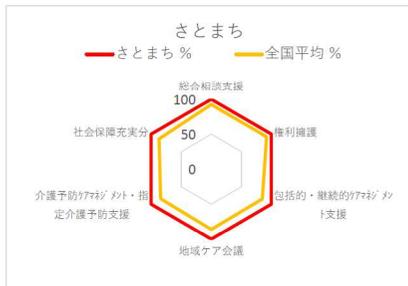
【権利擁護】

- ・市町村申立てシートの活用

【全体】

- ・国から示される包括評価に関する項目が達成できるように努め、全包括達成されたが、包括の業務負担も増えている。

	総点数 (満点)	さとうち		中部		八千代		更生		松井		あんのん館		ひがしばた		小川の里		安城市平均		全国平均		
		点数	%	点数	%	点数	%	点数	%	点数	%	点数	%	点数	%	点数	%	点数	%	点数	%	
組織運営 体制等	組織運営体制	12	12	100	12	100	11	92	12	100	12	100	11	92	12	100	12	100	11.8	97.9	10.2	85.1
	個人情報の管理	4	4	100	4	100	4	100	4	100	4	100	4	100	4	100	4	100	4.0	100	3.6	89.5
	利用者満足 の向上	3	3	100	3	100	3	100	3	100	3	100	3	100	3	100	3	100	3.0	100	2.9	97.1
	計	19	19	100	19	100	18	95	19	100	19	100	18	95	19	100	19	100	18.8	98.7	16.7	90.6
個別業務	総合相談支援	6	6	100	6	100	6	100	6	100	6	100	6	100	6	100	6	100	6	100	5.6	92.7
	権利擁護	5	5	100	5	100	5	100	5	100	5	100	5	100	5	100	5	100	5	100	4.6	92.3
	包括的・継続 的ケアマネジメント 支援	6	6	100	6	100	6	100	6	100	6	100	6	100	6	100	6	100	6	100	5.1	85
	地域ケア会議	9	9	100	9	100	9	100	9	100	9	100	9	100	9	100	9	100	9	100	7.8	86.2
	介護予防ケア マネジメント・指定 介護予防支援	5	5	100	5	100	5	100	5	100	5	100	5	100	5	100	5	100	5	100	4.5	84.4
	個別業務全体	31	31	100	31	100	31	100	31	100	31	100	31	100	31	100	31	100	31	100	27.3	88.1
事業者間 連携	5	5	100	5	100	5	100	5	100	5	100	5	100	5	100	5	100	5	100	4.5	86.9	



4 令和6年度地域包括支援センター事業実施方針及び事業計画案について

安城市地域包括支援センター事業実施方針（案）

（目的）

第1条 地域包括支援センター（以下「センター」という。）が、事業を円滑に実施できるよう、介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき、センターの事業実施方針について定める。

（地域包括ケアシステムの構築の方針）

第2条 センターは、安城市（以下「市」という。）及び安城市内全ての各センター並びに関係諸機関と連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境構築の実現のために、医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムの推進に努める。

（地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針）

第3条 センターは、実態把握や関係機関からの情報収集をすることで、地域の特性を考慮した課題を把握し、当該センターの役割を明確にし、地域ごとに重点的な業務や取組みを市とセンターが協議して行い、地域が抱える課題の解決に努める。

（地域社会との連携及び専門職との連携構築の方針）

第4条 センターは、高齢者を取り巻く多種多様な課題に対応するため、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員、町内福祉委員会、社会福祉協議会等から構成される地域ケア会議の開催や、各関係機関が開催する会議への参加等、あらゆる機会を通じて、これらの関係機関との連携強化を意識し、高齢者を支援するためのネットワーク構築に努める。

（介護予防に係るケアマネジメントの実施方針）

第5条 センターは、介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援を実施する際には、指定介護サービス事業所の活用に加え、住民主体の通いの場や趣味の活動、インフォーマルサービス等の活用を推進し、地域で自立した生活を送り続けるためのケアマネジメントの実施に努める。

2 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援を委託した場合は、センターは台帳への記録及びその進行管理を行う。

(介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針)

第6条 センターは、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施に当たり、地域における介護支援専門員のネットワークを構築するとともに、介護支援専門員に対する日常的個別指導、相談への対応、事例検討会、交流会などにより地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行い、後方支援体制の確立に努める。

(地域ケア会議の運営方針)

第7条 センターは、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員、町内福祉委員会、社会福祉協議会等から構成される地域ケア会議（地域ケア個別会議・地域ケア地区会議）を主催し、運営する。

2 センターは、地域ケア個別会議を実施することにより、個別ケースの支援内容の検討による個別課題の解決を図るとともに、検討を通じて介護支援専門員が行う自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の把握に努める。

3 センターは、地域ケア地区会議を実施することにより、地域の課題を把握し、課題解決に向けた関係機関の連絡調整・役割分担を図り、必要な地域づくり・資源開発につなげる。

(市との連携、個人情報取り扱い方針)

第8条 センターは、その運営において常に市との連携を意識し、報告・連絡・相談を徹底し、情報の共有に努める。

2 市は、権利擁護業務等を委託した立場の責任者として、センターと連携してその活動を支援するとともに、行政責任において適切に権限を行使して、地域住民の保健福祉の促進を担う。

3 センターは、予め本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得るよう努める。また、関係法令（ガイドライン）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分留意するものとする。

4 地域ケア会議における個人情報の取り扱いに関しては前項と同様であり、会議の参加者全員が個人情報の取り扱いについて十分留意するよう周知を行う。

5 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する場合、委託先の事業所の個人情報の取り扱いについては、委託契約において関係法令を遵守し、厳重に取り扱うことを明記し、その保管に遺漏のないよう指導・助言を行う。

(公正・中立性確保のための方針)

第9条 センターは、包括的支援事業のみならず指定介護予防支援事業の実施にあたり、常に地域社会その他関係機関からの信頼を損なうことなく、利用者の選択の意思を尊重し特定の事業所に偏らないよう、公正・中立の立場を確保するよう努める。介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託先を選定する場合においても同様である。

2 市は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関としての役割を發揮し、適切、公正かつ中立的なセンターの運営を確保するために介護保険・地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

3 協議会においてセンターが公正・中立性を確保し適正な運営を行っているかを評価するために、センターは定期的にその運営状況や事業内容について報告する。

4 センターは、協議会において、事業を実施するに当たり助言を受けた場合は、その内容を真摯に受け止め、適正に事業を実施する。

(重点的に取り組むべき事項)

第10条 重点的に取り組むべき事項は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者を取り巻く課題を明確にし、必要な支援、サービスにつなげることが重要である。高齢者の課題を把握するために実態把握を行い、関係者と連絡をとって情報の集約に努める。また、支援が必要な高齢者については、個人情報保護に留意しながら、必要に応じて、医師など医療機関、ケアマネジャーなど介護サービス事業者、町内福祉委員会、民生委員等の関係機関、障害福祉関係機関等を招集して地域ケア個別会議を開催し、高齢者の地域での在宅生活を支援する。

(2) 虐待、処遇困難ケースなどの支援

虐待・処遇困難ケースについては、市と共同で相談・通報から問題解決に向けて継続的に支援し、必要に応じて保健・医療・福祉関係者など虐待対応協力機関と連携し、地域ケア個別会議等を開催する。

(3) 介護予防と社会参加の促進

窓口での相談、ケアプランの作成、実施状況の把握・評価等を的確に行えるよう、センター職員の資質向上に取り組むとともに、対応の中で明らかとなる

課題について地域ケア会議等に提示し、課題の解決方法について検討する。

また、市の主催する自立支援サポート会議に主体的かつ積極的に参加し、自立型ケアマネジメント力の向上に努め、そこで学んだことを実践できるよう、関係機関と連携を深める。

(4) 医療と介護の連携促進

在宅での医療依存度の高い高齢者や認知症高齢者支援など、関係する医療機関との情報共有、学習会など顔の見える機会づくり、相談できる関係づくりに取り組む。

(5) 認知症高齢者への対応支援

増加する認知症高齢者の支援と予防啓発のために、相談体制の充実や医療機関の情報提供、高齢者や地域住民に向けた認知症の理解のための勉強会の開催など、関係機関と連携し機能を充実する。また、スキルアップのため認知症地域支援推進員研修に参加する。

令和 6 年度 安城市地域包括支援センター〈名称〉事業計画書（案）

1 運営方針

市の示す地域包括支援センター事業実施方針を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするため、介護予防対策から介護サービスや医療サービスまでを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要である。このため、地域の高齢者の支援を包括的に行う中核機関として安城市地域包括支援センター〈名称〉を設置し、公正で中立性の高い事業運営を行うものとする。

センターの基本機能は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務
- (2) 長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (3) 予防給付及び介護予防・生活支援サービスに係る介護予防ケアマネジメント

2 運営体制

- (1) 運営主体 別紙 4-3 のとおり
- (2) 設置場所 別紙 4-3 のとおり
- (3) 職員体制 別紙 4-3 のとおり
- (4) 実施地域 別紙 4-3 のとおり

3 地域の課題 別紙 4-3 のとおり

4 重点目標 別紙 4-3 のとおり

5 事業計画

- (1) 総合相談支援
 - ① 窓口相談 地域包括支援センターで随時受付
 - ② 電話相談 地域包括支援センターで随時対応
 - ③ 実態把握 訪問等必要に応じて随時実施
- (2) 権利擁護、高齢者虐待防止業務
 - ① 相談
 - ② 関係者・関係機関との会議
 - ③ 制度等の啓発
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ・介護支援専門員への支援
 - ① 市内介護支援専門員との連絡調整、ケース検討
 - ② 困難ケース等の相談、同行訪問
 - ・日常生活圏域における地域包括ケアシステムの推進
 - ① 地域ケア個別会議の開催（必要に応じ随時開催）
 - ② 地域ケア地区会議、情報交換会等の開催（地域ケア地区会議は年 1 回以上開

催)

- ③ 地域ケア推進会議、保健福祉部会、自立支援サポート会議への参加
- ④ 介護保険・地域包括支援センター運営協議会、地域包括ケア協議会への参加
- ⑤ 医療・介護・予防・住まい・生活支援の関係機関等との連携
- ⑥ 地域とのネットワークの構築
- ⑦ 生活支援コーディネーターとの協働

(4) 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援

要支援認定又は基本チェックリストの実施による判定に基づき、要支援者等に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。なお、ケアマネジメントは次の類型により実施する。

① 予防給付によるケアマネジメント

要介護認定の結果が要支援となり、かつ、予防給付を利用する者を対象に、アセスメント、サービス担当者会議等を実施した上で、介護予防プランを作成し必要な支援を行う。

② ケアマネジメントA

次に掲げる介護予防・生活支援サービスを利用する者（予防給付を利用する者を除く。）に対して、アセスメント、サービス担当者会議等を実施した上で、介護予防プランを作成し必要な支援を行う。

- (ア) 介護予防訪問サービス事業
- (イ) 生活支援訪問サービス事業
- (ウ) 介護予防通所サービス事業
- (エ) 生活支援通所サービス事業
- (オ) 短期集中型介護予防サービス事業

③ ケアマネジメントC

介護予防・生活支援サービス等を利用する者（予防給付を利用する者及び(4)②の対象者を除く。）に対して、利用者と相談しながら目標設定及び利用サービス等の選定を行う。また、ケアマネジメントの結果を利用者に説明等行い共有し、住民主体の支援等につなげる。

(5) 認知症への支援業務

- ① 認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員との協力連携
- ② 認知症予防・対応に関する相談支援
- ③ 啓発活動

(6) 介護予防、地域包括支援センターに関する啓発活動業務

- ① 民生委員への啓発
- ② 町内福祉委員会への啓発

令和6年度各地域包括支援センター運営体制及び重点目標(案)

区分		さとまち	中部	八千代	更生	松井	あんのん館	ひがしばた	小川の里	
2 運営体制	(1)運営主体	社会医療法人財団新和会	社会福祉法人安城市社会福祉協議会	社会医療法人財団新和会	愛知県厚生農業協同組合連合会	医療法人安祥会	社会福祉法人安祥福祉会	社会福祉法人紘寿福祉会	社会福祉法人愛知慈恵会	
	(2)設置場所	安城市里町畑下62番地	安城市新田町新栄84番地1	安城市住吉町2丁目2番7号	安城市安城町東広畔28番地	安城市法連町8番地1	安城市福釜町矢場88番地	安城市東端町鴻ノ巣72番地2	安城市小川町三ツ塚1番地1	
	(3)職員体制	社会福祉士	1人	2人	1(管理者兼務)	1人	1人(管理者兼務)	1人	1人	2人(常勤1人、兼務1人)
		主任ケアマネジャー	1人(管理者兼務)	1人(管理者兼務)	1	2人(管理者兼務1人)	1人	1人	1人(管理者兼務)	1人(管理者兼務)
		保健師又は看護師	1人(保健師)	1人(保健師)	1(看護師)	1人(保健師)	1人(保健師)	1人(看護師 管理者兼務)	1人(保健師)	1人(保健師)
その他(プランナー※)	4人	4人	4人	2人	4人	2人	3人	4人(兼務1人)		
(4)実施地域	東山中学校区	安城北中学校区	篠目中学校区	安城南中学校区	安祥中学校区	安城西中学校区	明祥中学校区	桜井中学校区		
3 地域の課題		認知症や生活困窮、引きこもり等介護の分野だけでは対応困難な生活課題を抱えている世帯がまだまだ表面化せず、潜在している。	災害時の体制や認知症への対応、その他複合的な課題を抱える住民への支援、介護予防への取り組みなど課題は多くどれも重要である。そのため住民や関係機関同士の連携を深め、支援を継続できる体制を整える必要がある。	昨年度実施した地域ケア個別会議(困難ケース)において、認知症が関与した会議が大半を占めた。また身寄りのない人、生活に困窮している人、社会的に孤立している人、8050世帯等の問題も相互に関連し、課題の複合化は加速している。対象となる方への継続的な関わりができる活動及び本人・家族及び地域住民等からの気づきが包括へつなげる体制を構築する必要がある。	・認知症高齢者の増加に伴い、相談も増加している中、認知症の人ができる限り地域で安心して暮らしていけるように専門職だけではなく地域の理解と支えていく地域づくりが必要である。 ・本人が望む場所で自分らしく最後まで生きるための看取り体制を構築していくために「わたしノート」を多くの人に認知してもらう必要がある。 ・地域住民の介護予防・フレイル予防の働きかけを専門職と協働・連携し、地域住民の意識が高まり、浸透するように啓発を行う必要がある。	地域全体で認知症や介護予防、災害弱者への対応、そして新たな地域課題が把握できるよう意見交換等の場を持ち、住民と専門職の協働の力をさらに上げていく必要がある。	・フレイル予防講話を実施し、高齢者が「フレイル」という言葉の理解し、既にフレイル予防を実施している地域住民もいるが、高齢者自らが行っている予防法が、本人にとって適切であるか高齢者自らが考えられるように支援する必要がある。 ・地域住民の認知症の知識は向上している。今後、認知症の知識を活用し、その人らしさを活かした対応を地域住民ができるように支援する必要がある。認知症サポーター等専門的な知識を持った地域住民が地域で活躍できる場が少ない。 ・地域の高齢者が、自立した生活を送れるようになる。移動や買い物等地域住民が実施する生活支援サービスを整えていく必要がある。	(1)包括の個別相談、KDBの統計より①認知症に関する相談が最多であり、次いで②加齢・骨折による相談が多い。 ①認知症に対する地域住民の理解を深め、支援に向けた啓発活動や取り組みを行う必要がある ②転倒・骨折は加齢による運動機能低下によるものが多いため、今後もフレイルになる高齢者が増加する恐れがある。 (2)緊急連絡先がわからず苦慮するケースがある。一人暮らしや高齢者世帯の実態把握の必要性がある。	・地域で暮らし続けるために認知症などの高齢者に多い疾患を抱える当事者をサポートする方への支援が不足していると感じる。介護者が相談先を知らない場合も多い。 ・買い物、受診、通いの場への参加など生活の前提となる「移動」に困っている住民も多いが、その実情は不明な状態。高齢者側も体力測定などで転倒予防に重要なバランス能力が低下していることを理解していても長年改善していない状況にある。	
4 重点目標	重点目標(1)	認知症の早期発見、早期対応の重要性を認知症サポーター養成講座、勉強会、啓発イベントなどをそれぞれ1回以上開催し地域住民に伝えていく。	地域の高齢者支援において重要な役割を果たすケアマネジャーと定期的に検討機会を持ち連携を図る(年5回以上)。同法人である社協の災害支援等に関する情報を提供し、地域や他包括との連携を図る。	八千代病院職員の認知症対応力を向上を図り、適切な対応及び気づきから専門機関へのつなぎが実践できるようにする。 ・同院認定看護師と協働し、同院事務職員に対する認知症啓発、介護保険制度の説明を実施(年1回)。	・地域住民に対して、生活支援コーディネーター等と協働し、認知症サポーター養成講座と高齢者声かけ・検索模擬訓練啓発等の活動を年2回以上行うことで認知症に対する理解と対応力を高める。また、担当地区にある認知症カフェに年2回以上参加し、連携・協働できる機会を持つようにする。	町内会と専門職が協働して介護予防に対する意識が高められるよう、フレイルチェックを継続するとともに個々に対する早期の働きかけを行い、地域に活動の場がひろがるよう支援する。(年6回以上)	・自立支援やフレイル予防について、町内老人会やサロンでイレブンチェックや後期高齢者質問表等を活用し、年3回以上住民への啓発活動を実施する。 ・高棚ふれあいサロン(隔月で担当)で、高齢者自らがやっているフレイル予防法を振り返り、その人に合ったフレイル予防法が実施できるようにする。	年1回以上認知症サポーター養成講座や検索模擬訓練、広報などを通じて幅広い年齢の地域住民の方に認知症の理解を深める。	高齢者に多い疾患を抱える当事者をサポートしている人が相談できる拠点を1か所以上開設し、増やし、多くの住民が相談できる環境を作る。	
	重点目標(2)	町内会や福祉委員会を通じて顔の見える関係づくりを更に深め、潜在している生活課題を抱えている世帯(人)に対応できる相談支援体制を整える。	介護予防・自立支援の意識を高めるため、年10回以上福祉センターで介護予防に関する講座を行う。年1回、健康状態不明対象者について状況把握を保健センターと行い、訪問や受診勧奨等を行う。栄養や口腔等に関するフレイル予防をテーマに地区会議で検討する。	フレイル対象者を抽出する各種活動に参加し、フレイル対象者に対して、介護予防のアプローチを行い、継続的な支援を実施する(年2回)。	・当地区は複合型困難事例が多いため、介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所等に対しての事例検討会を行い、多職種間との連携支援の向上を図る。(年1回以上)	多世代が認知症の知識を持ち、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを支援。SCとの共催でチームオレンジの活動の場を広げるとともに、当事者の意見が聞ける機会を設ける。(年2回以上)	・認知症の本人・家族に対して地域の居場所としてのN-caféをチラシ・回覧板等で広報する。多くの人に参加してもらえるように内容を工夫し、毎月開催する。 ・認知症地域推進員を中心に認知症支援に関する関係機関と協働して、N-caféの協力、認知症サポーター養成講座など認知症に関するイベントを年1回以上実施する。	認知症カフェを毎月開催にするにあたりその月の催しを盛り込んだチラシを作成し、地域への定着をはかり、認知症への理解を深め介護者支援の充実を図る。昨年度、音楽を取り入れたことにより新規参加者が増えた。今年度も音楽を取り入れたサロンを継続していく。	年1回以上、地域リハビリテーション活動支援事業で行った体力測定結果から分析し、苦手な項目を改善するための体操を継続してもらえるように働きかける。	
	重点目標(3)	障害や生活困窮など介護分野以外の部門との交流を深め、表面化した生活課題に対して早期対応できる体制を整える。	認知症を正しく理解し安心して暮らせる地域づくりのために9月アルツハイマー月間に福祉センター・SCと協働し認知症に関する啓発を行う。家族介護者支援として電話相談会の実施や独身介護者のつどい(こもれびナイトサロン)に協力する。	・ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、身寄りのない人、生活に困窮している人、社会的に孤立している人、8050世帯、虐待対応の本人・家族等対し継続的な関わりを実践する。 ・対象者のリスト作成及びリストの更新作業(年4回)	・本人が望む場所で自分らしく最後まで生きるための看取り体制の構築をめざし、市から依頼を受けた『わたしノート』の啓発を継続することに加え、包括発信でプチ勉強会等を行い、地域への認知してもらえるように働きかける。(年1回以上)	災害時の備えや対応を一人一人が自覚できるよう、地域と専門職が知恵を出し合い町ぐるみで災害や防災について学べる場を開催する。(年2回)	・高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう移動支援に関する関係機関と協働して、【福釜町】や生活支援隊(ミニシルバー)【榎前町】の立ち上げが検討されている。生活支援コーディネーター・包括職員等も検討会に参加し、専門的立場からの助言を行っていく。	・介護予防の意識の定着を図る。 ①毎月社協、地りハと協力し、介護予防の啓発・活性化について会議を行う。 ②年二回程度運動習慣のない茶話会サロンに対し、介護予防の必要性を周知する。	地域の高齢者の「移動」について個別に確認し、世帯・町内会ごとの実情を地域ケア地区会議で1回以上取り上げ、かつ実態把握、個別相談等で把握する。	
	重点目標(4)			包括が関係する人(事業対象者や要支援者、その他の高齢者)の災害時対応が確立する必要がある。 ・個別避難計画書を活用した防災版地域ケア個別会議の実践:年6ケース	・町内で、介護予防に対する啓発活動を年10回行うことで自主的に運動・生活改善や機能低下者の早期発見に努め、リハ専門職・生活支援コーディネーター・介護予防係等と共に地域住民の介護予防への意識・意欲が高まるように働きかける。	(その他)専門職の視点から地域課題を把握するため、市の制度やそれぞれの早期発見に努め、(SC・ケアマネ・包括)の業務内容について学習の機会を持ち、前年度からの事例をさらに深めていく。	①ひとり暮らし高齢者に対して、身寄りの有無、近所の支援者、避難場所の情報を重点的に聞き取り。 ②75歳以上の高齢者世帯にも2ヵ年計画(2年目)で個別訪問し、身寄りの有無等確認を行う。			

※ 主に介護予防支援業務(介護予防ケアプランの作成等)に従事する常勤又は非常勤の職員で、ケアマネジャー、社会福祉士、保健師又は看護師のいずれかの資格を有するもの

介護予防支援業務の一部委託について

(R5年6月からR6年1月末までの新規分)

安城市地域包括支援センターさとまち(東山中学校区)

	地区	事業所名	件数
1	岡崎市	ゴールドケア	1

安城市地域包括支援センター八千代(篠目中学校区)

	地区	事業所名	件数
1	安城市	コープあいち福祉サービス安城	1

安城市地域包括支援センター更生(安城南中学校区)

	地区	事業所名	件数
1	安城市	居宅介護支援事業所花むすび	1
2	桑名市	桑名市社協ケアプランセンター	1

安城市地域包括支援センター松井(安祥中学校区)

	地区	事業所名	件数
1	安城市	コープあいち福祉サービス安城	1

安城市地域包括支援センター小川の里(桜井中学校区)

	地区	事業所名	件数
1	安城市	ケアテラスあんじょう	4

(参考)委託契約事業所数及び件数

契約事業所数 26事業所(市内22事業所 市外4事業所)

センター名	契約事業所数	契約件数
さとまち	10	34
中部	10	31
八千代	12	26
更生	15	32
松井	12	46
あんのん館	10	72
ひがしばた	6	39
小川の里	9	37

84

317

6 令和6年度 地域包括ケア推進事業計画案について

1 地域での取組み

- (1) 町内福祉委員会中心の地域見守り活動の継続と推進
- (2) 介護予防・生活支援に関する住民活動の継続
- (3) 医療と介護、地域が連携した地域ケア個別会議への参加
- (4) 地域の課題の解決策の検討を中心とした地域ケア地区会議、協議体（生活支援ネットワーク会議）への参加

2 地域ケア会議の開催と各部会の活動

(1) 地域ケア個別会議の開催

困難事例を中心に医療・介護・福祉の専門職と地域の関係者が連携し、個別支援に向けた検討を行う。また、自立型ケアマネジメントの強化と多職種の視点によるケアの質の向上を目指し、自立支援サポート会議（～みんなでもう一歩～）を隔月で開催する。

これらの会議の開催を積み重ねることにより、個別ケース等からの地域課題の抽出やニーズ把握を行うとともに、必要な地域資源の発掘と創出等に繋げていく。

(2) 地域ケア地区会議の開催

地域の課題を明らかにし、その解決策を検討するとともに、必要に応じ、保健福祉部会での検討や地域ケア推進会議への提案につなげる。

(3) 地域ケア推進会議の開催

- ア 地域ケア地区会議から提案された課題の解決策について協議する。
- イ 令和2年度に策定した看取り体制支援プランを引き続き推進し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築、医療・介護関係者の情報共有、顔の見える関係づくりをさらに進める。
- ウ 多職種連携とスキルアップを目的とした在宅医療介護連携のための研修会を実施する。
- エ 各部会でテーマについて検討し、地域包括ケアの推進における問題点とその解決策等を探る。

3 主な取組み

(1) 介護予防事業

- ア すっきり・しゃっきり健康教室や町内健康体操教室を始めとする地域の介護予防に資する活動や身近な通いの場を支援する。
- イ 元気な高齢者が活躍できる場や機会を創出する。
- ウ 介護予防・フレイル予防に関する普及啓発を行う。
(広報、講演会の実施、通いの場でのフレイルチェックの実施等)
- エ サロンなどの担い手を対象にしたリハビリ専門職による支援を行う。

オ 生活機能の低下がある人の機能改善を目的とした短期集中型介護予防サービスの普及拡大と効果的な実施方法の検討を行う。（普及啓発並びに、地域包括支援センター（以下「包括」という。）、リハビリ専門職及び生活支援コーディネーターとの連携促進）

カ 包括が介護予防アセスメントをする際に、リハビリ専門職によるアセスメント支援を実施することにより、生活状況の把握とともにサービス利用者の自立を促す目標設定を支援する。

キ これまで作成した介護予防動画（DVD編、YouTube編）の活用を町内会及び個人向けに啓発し、地域の通いの場における運動の機会を増やすとともにセルフケアを推進する。

ク 保健事業との一体的実施事業を中学校区毎に実施する。市、社協、包括等が連携し、主に通いの場におけるポピュレーションアプローチを実施して検証と課題の分析を行う。

（2）認知症施策推進事業

ア 認知症の人とその家族の支援に向けた取組み

（若年性認知症、本人発信支援を含む。）

イ 認知症サポーター、ステップアップ講座修了者を中心とした活動の場の検討（チームオレンジによる展開）

ウ 認知症高齢者見守り事業

（認知症高齢者個人賠償責任保険、認知症等行方不明高齢者捜索模擬訓練の実施、見つかるつながるネットワークの周知）

エ 医療・介護の専門職の連携強化と認知症対応力の向上に向けた取組み

（事例検討会・研修会等）

オ 職域の特性に応じた認知症対応を身に付け、日常の業務において、さりげなく支援できるよう職域での認知症理解促進に向けた取組み

カ 小学生等向け認知症サポーター養成講座の実施

キ 認知症に関する市民の理解を深めるための取組み（講演会、広報等）

ク 市域全体の認知症支援に関する情報集約と共有、認知症カフェ等活動者の後方支援（市、包括、地区社協、認知症初期集中支援チーム等との認知症施策推進のための検討）

（3）在宅医療・介護連携推進事業

ア 安城市医療・介護・福祉ネットワーク「サルビー見守りネット」の活用促進とオンライン会議の実施促進

イ 在宅医療に関する普及啓発（看取りやACPをテーマとした広報、講演会及びまちかど講座の開催、専門職向けACPマニュアル、わたしノート及び在宅医療ガイドブックの活用）

ウ 看取り体制支援プランの推進（作業部会において、安城市版「情報共有・連携ルール」の活用を推進する。）

エ 在宅医療サポートセンターの運営

(4) 生活支援体制整備事業

ア 協議体にて、地域住民及び民間企業やNPOなどが持つ社会資源（生活支援サービスや介護予防に資する取組み等）の把握とネットワーク化を図る。

イ 住民活動の担い手の養成とその活用を視野に入れた取組みを行う。

ウ 自立支援サポート会議の積み重ね等により高齢者の生活課題及び不足する資源を把握するとともに、地域の社会資源の活用を図る。

(5) その他

重層的支援体制整備事業に協力し、市役所全体で構築する多機関協働事業と連携しながら複合課題を抱えた世帯の支援を行う。